

事務連絡
平成 29 年 3 月 17 日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(地方整備局等下水道担当課長等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道企画課 課長補佐 山縣 弘樹

下水道事業に係る公共施設等運営権設定に関連する
改築に係る費用の税務上の取扱いについて

日頃より、下水道行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）が定める公共施設等運営権（以下「運営権」という。）制度を活用して実施する下水道事業において、改築に係る費用の取扱いについて、別紙のとおり周知いたします。（国税庁確認済）

運営権者が行う運営権設定対象施設の改築に係る費用のうち、実施契約に基づく運営権者の負担金額のみを運営権者における費用とし、実施契約に基づく市の負担金額については、運営権者における立替金等として処理することとしております。

なお、本事務連絡に関する改築に係る費用の取扱いについては、浜松市の西遠処理区の運営権事業を基に整理した基本的な考え方になります。運営権制度に関して具体的な活用を検討される場合には、導入スキーム毎に国税庁等への確認が必要となりますので、下記連絡先まで相談していただきたくお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の地方公共団体に周知をよろしくお願いいたします。

(参考資料) 平成 28 年 7 月 14 日 国土交通省水管理・国土保全局 下水道部下水道企画課 事務連絡
・下水道事業に係る公共施設等運営権設定に関連する税務上の取扱いについて

(連絡先)
国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部下水道企画課
担当：梅井
電話：03-5253-8427 (直通)

事 務 連 絡
平成 28 年 7 月 14 日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者
寺田 賢次 殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部下水道企画課

下水道事業に係る公共施設等運営権設定に関連する
税務上の取扱いについて（連絡）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）が定める公共施設等運営権制度を活用して実施する浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業（以下「本事業」という。）について、別紙（「下水道事業に係る公共施設等運営権設定に関連する税務上の取扱いについて」（平成 28 年 7 月 浜松市上下水道部）の「Ⅰ.」の通り実施されることを前提として、本事業における改築に係る費用等の法人税法上の取扱いを別紙の「Ⅱ.」のとおりとなることを確認したので連絡する（国税庁確認済）。

(別紙)

平成 28 年 7 月
浜松市上下水道部

下水道事業に係る公共施設等運営権設定に関連する 税務上の取扱いについて

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下、「PFI 法」という。）が定める公共施設等運営権（以下、「運営権」という。）を活用して実施する浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業（以下「本事業」という。）について、次の「Ⅰ.」のとおり実施されることを前提とすれば、本事業における改築に係る費用の法人税法上の取扱いは次の「Ⅱ.」のとおり整理されることが考えられる。

Ⅰ. 事実関係等

浜松市（以下、「市」という。）は、浜松市公共下水道西遠処理区（以下、「本処理区」という。）において、PFI 法に基づき、西遠浄化センター、浜名中継ポンプ場及び阿蔵中継ポンプ場の運営等を行う本事業を実施する民間事業者を選定することを計画している。本事業においては、市が民間事業者に下水道施設に係る運営権を付与し、当該民間事業者が下水道料金を収受するとともに、運営権の設定対象となった施設等（以下、「運営権設定対象施設」という。）の運転管理、改築（浄化センターや中継ポンプ場の機械・電気設備等について本事業に係る募集要項第 2 (3) に定義する「更新」・「長寿命化」・「附設」を行うことをいう。以下同じ。）及び修繕等を実施することとなる。

1. 本事業の背景

静岡県で実施していた西遠流域下水道事業は、平成 17 年の天竜川・浜名湖地域 12 市町村の合併により、流域下水道事業に関連する 3 市 2 町がすべて浜松市となったため、平成 28 年 4 月 1 日に静岡県から浜松市の公共下水道に事業移管された。移管の対象となる施設は、西遠浄化センター、浜名中継ポンプ場、阿蔵中継ポンプ場及び幹線管路等である。

市では、移管に伴い本処理区に従事する職員の配置が必要となるが、行財政改革

(別紙)

の一環として組織のスリム化に取り組んでおり、本処理区を運営するために大幅な増員は難しい状況にある。このため、移管される西遠流域下水道事業のうち、管路施設を除く下水道施設の運転管理、改築、維持管理等に関する業務等について運営権制度（事業期間：事業が開始された日から、運営権の設定を受けた日の20年後を経過する日が属する事業年度末まで）を活用することを予定している。

2. 本事業の範囲

本事業の範囲は以下のアからウに掲げるものとする。このうち、運営権の範囲内で行われる事業は「ア 義務事業」及び「イ 附帯事業」である。

ア 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が運営権者の義務となる事業のことをいう。義務事業に関する業務は以下のとおりである。

(7) 経営に係る業務

- ・ 事業計画書の作成、実施体制の確保、財務管理、内部統制、情報公開
- ・ 委託等
- ・ 利用料金の收受
- ・ モニタリング
- ・ 危機管理及び技術管理
- ・ 環境対策及び地域貢献

(イ) 改築に係る企画、調整、実施に関する業務

- ・ 更新（所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、既存の設備の全部を取り換えることをいう）
- ・ 長寿命化（所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の設備の一部を取り換えることをいう）
- ・ 附設（附帯事業の実施に必要な設備を導入することをいう）

(ウ) 維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務

- ・ 修繕（所定の耐用年数内において機能を維持させるため、老朽化した設備又は故障若しくは損傷した設備の一部を取り換えることをいう）
- ・ 維持（処理場・ポンプ場施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないものをいう）

イ 附帯事業

附帯事業とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。附帯事業の例としては、汚泥処理と一体的に行う消化ガス発電事業や固形燃料化事業などが想定されている。

市が優先交渉権者を選定するにあたって、応募者は附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく既存の処理工程を継続しても構わない。

ウ 任意事業

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係るすべての費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。任意事業の例としては、太陽光発電事業や風力発電事業、下水道技術の調査研究事業などが想定される。

市が優先交渉権者を選定するにあたって、応募者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。

3. 改築の実施

運営権者は、運営権の範囲内において、公共施設等運営権実施契約書（以下、「実施契約」という。）に基づき改築計画を作成し、市との間で改築実施基本協定・年度実施協定を締結した上で、これらの定めに従って運営権設定対象施設の改築を行う。

運営権者が改築を行った運営権設定対象施設は、市の所有に属し、運営権者が運営等を行うこととなる。

4. 使用料及び利用料金

本事業期間中、本処理区の下水道の利用者は、市に対する使用料と運営権者に対する利用料金を支払うことになり（以下、本処理区に係る使用料と利用料金を併せたものを「使用料等」という。）、利用料金は使用料等に対して、一定の割合（以下、「利用料金設定割合」という。）を乗じて算定される。

なお、使用料等の算出方法は、浜松市下水道条例の規定に基づくものとし、使用者が支払う金額は汚水排出量が同じであれば、西遠処理区と他の処理区で同一となる。

また、利用料金の徴収については、実施契約とは別に市と運営権者が締結する契約に基づき、市は利用料金について、運営権者を代行して、市が受け取る使用料や

(別紙)

水道料金と併せて徴収し、徴収した利用料金を保管し、翌々月末日までに運営権者に送金する。

5. 運営権者が支払う運営権対価

運営権者は、義務事業及び附帯事業に係る運営権の設定に対する対価（以下、「運営権対価」という。）を市に支払うものとする。運営権対価は、0円以上とし、優先交渉権者選定時の提案によるものとする。運営権者は自らが提案した運営権対価のうち4分の1については本事業開始までに支払うものとし、残る運営権対価は、事業期間にわたり分割で毎事業年度開始日の前日までに支払うものとする。

6. 事業の費用負担

運営権者は、要旨下記により本事業の実施に要する費用を負担する旨が実施契約に定められる。

ア 義務事業及び附帯事業

(7) 経営に係る業務

運営権者は、経営に係る費用の全てを負担する。

(4) 改築に係る業務

運営権者は、改築に係る費用の10分の1相当額のうち本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額を除いた部分（注）を負担することとし、市は、運営権者負担分を除いた残額を負担することとする。

（注）次の算式で算出することを予定している。

$$\text{改築費用} \times 1/10 \times 95/100 \times \text{残存事業期間（年）} / \text{対象固定資産の耐用年数}$$

なお、改築実施時には、その費用の全額を運営権者が支出し、運営権者が市に代わって支払った10分の9相当額については、原則として、各年度ごとに精算する。

また、運営権者が支払いを行った改築に係る費用の10分の1相当額のうち本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額については、市は本事業期間終了時に運営権者に対して支払う。ただし、運営権者は、運営権設定対象施設が要求水準書（案）に示す基準を満たさなかった場合、要求水準を充足させるために必要となる費用等を、本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額の支払い額から控除する方法により支払う。

(5) 修繕及び維持に係る業務

運営権者は、修繕及び維持に係る費用の全てを負担する。

イ 任意事業

運営権者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理にあたっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

7. 改築に係る費用負担についての基本的な考え方

下水道は、汚水の排除による生活環境の改善・雨水の排除による浸水の防除・公共用水域の水質の保全という役割を担っており、地域住民は広く便益を享受することができる。

下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、下水道法第3条において、地方公共団体が行うこととされており、下水道事業は地方公共団体の事務であることが明示されている。

ところで、下水道事業に係る費用に対しては、住民からの使用料、国からの補助金、地方公共団体の一般会計からの繰入金等、複数に亘る財源が充当されており、例えば、地方公共団体が改築を行う場合、国からの補助金と地方公共団体の起債をもって工事業者等へ支払い、後年度で、地方公共団体の起債部分について、住民からの使用料や一般会計からの繰入金等より回収していることが一般的である。

このように、下水道事業は、地方公共団体の事務でありながら、地方公共団体のみが費用を負担しているものではなく、元より、業務の範囲と費用の負担割合が一致しない事業である。

本事業においては、運営権者がいたずらに改築の機会を増やすといったモラルハザードを生じさせることなく、効率的に下水道事業を運営することで、事業費全体の抑制を図る観点から、運営権者が改築に係る費用の一部を負担することとした。

当該負担の割合については、西遠処理区以外の処理区において、下水道を利用する者が、改築に係る費用の10分の1を負担しており、市としては、全ての処理区において、下水道を利用する者に対する公平な負担が図られるよう、同様の水準とすることとして、改築に係る支払総額のうち、10分の1相当額を運営権者が負担することとした。

ただし、運営権者が負担する改築に係る費用の10分の1相当額のうち、事業期間終了以降に係る減価償却費相当額については、本来は、本事業期間終了以降に收受される利用料金で賄われるべきものであり、事業期間終了以降の次期の運営権者（次期も公共施設等運営権制度を採用する場合）あるいは市（直営あるいは委託等を採用する場合）が負担すべきものであるため、事業期間終了時に、事業期間終了以降に係る減価償却費相当額を、市が運営権者に支払うこととしている。

また、本事業期間前に行われた公共施設等の改築に係る費用を、運営権者から別

(別紙)

途徴収することも考えられるが、本事業では当該費用徴収を行わないことを運営権対価の設定の前提条件としており、別途の費用徴収は予定していない。

8. 改築に係る費用に関する運営権者の会計処理

改築に係る費用に関する運営権者の会計処理については、改築に係る費用の金額が確定した段階で、以下のような処理を想定している。

ア 改築に係る費用の10分の9相当額

当該金額を「立替金」等の勘定科目で資産計上し、各年度に市負担額を受領する際に、当該勘定を取り崩す。

イ 改築に係る費用の10分の1相当額のうち運営権者負担分（本事業期間に係る減価償却費相当額）

当該金額を「長期前払費用」等の勘定科目で資産計上し、残存事業期間にわたって費用配分する。

ウ 改築に係る費用の10分の1相当額のうち市負担分（事業期間終了以降に係る減価償却費相当額）

当該金額を「立替金」等の勘定科目で資産計上し、事業期間終了時に市負担額を受領する際に、当該勘定を取り崩す。なお、市負担額を受領する際、要求水準を充足させるために必要となる費用等を差し引かれることも想定されるが、その場合には、控除額についてその性質に応じて費用又は損失として処理する。

Ⅱ. 法人税の取扱い

1. 改築に係る費用の取扱い

本事業において、運営権者が行う運営権設定対象施設の改築に係る費用のうち、実施契約に基づく運営権者の負担金額のみを運営権者における費用とするとともに、その支出の効果が支出の日以後1年以上に及ぶものは「自己が便益を受ける公共的施設の改良のために支出する費用で、その支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶもの」として、繰延資産とする。

また、上記支出のうち、実施契約に基づく市の負担金額については、運営権者における立替金等として処理する。

2. 繰延資産の償却期間

繰延資産の償却期間はその支出の対象となった固定資産の個々の支出内容に応じて適正に見積もることとなる。本件における改築費用については、固定資産に対する支出であるから、その支出の対象となった固定資産の耐用年数を基にすることが合理的であると考えられる。

ただし、本事業における改築によって運営権者が便益を受けるのは、事業期間終了日までの期間に限られることから、償却期間の終期は事業期間終了日以前とすることが適当である。

したがって、繰延資産の償却期間は、その支出の対象となった固定資産の耐用年数又は本事業の事業期間終了時点までの期間のいずれか短い期間とする。